

## うらやす市民大学カリキュラム委員会要領

(名称)

**第1条** この組織は、うらやす市民大学カリキュラム委員会と称する。

(目的)

**第2条** カリキュラム委員会は、市民大学運営委員会からの諮問を受け、市民大学のカリキュラムの編成を策定することを目的とする。

(委員)

**第3条** カリキュラム委員会は、委員10名程度をもって組織する。

2 委員は、学生及び行政職員の代表者をもって充てる。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、1年とする。ただし、委員がかけた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

**第5条** カリキュラム委員会に委員長を置く。

2 委員長は学長が指名する。

3 委員長は会務を取りまとめる。

(会議)

**第6条** カリキュラム委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

3 カリキュラム委員会は、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

4 カリキュラム委員会の議事は、出席委員でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** カリキュラム委員会の庶務は、市長公室市民大学において処理する。

(補則)

**第8条** この要領に定めるもののほか、カリキュラム委員会に関する事項は、委員長がカリキュラム委員会に諮って定める。

**附 則** この要領は、平成26年10月3日から施行する。

この要領は、平成27年9月2日から施行する。